**〇立命館大学生存学研究センターで障害学に取り組んでいる長瀬修と申します。貴重な発言の機会をいただき大変、ありがとうございます。**

**〇子供を作る力を奪ってしまうという、個人の非常にデリケートでプライベートな部分に対して、本当に暴力的なことを国の法律で行ってしまったことの罪深さを痛感します。**

**〇これはタイの障害者リーダーの話です。知的障害のその方は小さい時に親元を離れ、ずっと養護学校の寄宿舎で育ちました。その方が小さい時に手術を受けさせられたと、私はたまたま学校の関係者からうかがってしまいました。2007年のバンコクでした。ご本人が認識しているのかどうか、私には分かりません。私にはたずねる権利はありません。言葉の壁もあります。私はタイ語を離さないし、その方は日本語も英語も話しません。ラインでやり取りをしていますが、微妙な会話は無理です。実際にお会いしても同じ困難があります。タイでは、多くの知的障害の少女が思春期前にそうした手術を受けさせられています。法律ではなく、社会の常識によって行われています。そして、その実態は明らかになっていません。日本のように法律に基づくものでないだけにさらに厄介な面があります。そこで、ちょうど当時話題になっていた「だいすき！！」という知的障害を持つシングルマザーの子育てを描いてテレビドラマ化もされた愛本みずほさんの漫画「だいすき！！」のタイ語版の刊行を講談社に働きかけました。当時は京大の院生だった吉村千恵さんにタイ語への翻訳者も紹介してもらいました。社会の意識に働きかけるためです。2009年にタイ語翻訳が刊行された時、吉村さん、翻訳者のピやワンさん、そして私の3人で子育てをしているタイの障害者を講師に招いて、バンコクのホテルで刊行イベントを開催したのを思い起こします。**

**〇タイの障害者権利条約の審査は2016年3月に行われました。事前質問事項と呼ばれる、審査に当たる障害者権利委員会が事前に政府に対して提示する質問事項の採択は、前年の2015年9月に行われました。この事前質問事項に向けて、国家人権機関からの事前質問事項向けのパラレルレポートが出されました。そこには、25条の健康と26条のハビリテーション・リハビリテーションに関して、「58．障害のある少女のリプロダクティブヘルスに対する権利は効果的に保護されていない。性的虐待から生じる望ましくない妊娠を防ぐための方法として、通常は不妊手術が推奨されている。しかしながら、そのようなアプローチは、人間の尊厳と障害者の権利の尊重に基づいていない。59.提言：政府は、少女と障害のある女性の性的虐待を防ぐために必要な措置をとるべきである。障害のある子供のリプロダクティブヘルスおよび医療に関する決定は、成熟期に達したときに、適切な情報が与えられたときにのみ行われるべきである」とありました。**

**このパラレルレポートという形での情報提供を受けて、委員会が作成した事前質問事項には、「21.障害者、特に知的障害および／または心理社会的障害のある人が、障害に基づいて、第三者の助言または要請に基づいて、強制的な不妊手術を受けないことを保証するために利用できる保護手段を示してください」という質問が採用されました。これは、委員会が、この不妊手術の問題を重要視したことを示します。私も、ドイツのテレジア・デゲナーなどの委員にこの問題が取り上げられるように働きかけました。**

**この質問に対して、タイ政府は、『タイ医学評議会からの患者の権利の宣言によると、「父親/母親または法定代理人は、18歳未満の子供の代わりに自分の権利を使用することができる」。これは、障害のある人が強制的な不妊手術を含む強制的な非自発的治療を受けないようにするために利用可能な保護手段を示すことができる』。つまり、未成年者に対しては、親や後見人が決定できることがセーフガードと回答したのです。親や教員、医者が推進している実態については何も触れなかったのです。タイ政府の名誉のために、申し上げますと、こうした不妊手術が広範に広まっていることは問題だとはっきり認識している方が保健省にいて、一緒に企画をしたこともあります。**

**これに対して、タイの障害者組織は、総括所見用のパラレルレポートで以下のように述べました。「76.ケーススタディ：家族、病院、および障害者団体と協力している一部の公立特別学校は、思春期の初期段階で知的障害、発達障害および心理社会的障害を持つ少女に日常的に強制的な不妊手術を行っている。**

**勧告案**

**強制的な不妊手術と強制的な治療を可能にする法律と規制は直ちに廃止されなければならず、条約に準拠した法律を施行するための効果的なメカニズムは、特に精神衛生法B.E２５５１（２００８）を改正することによって開発されなければならない。**

**タイ政府は、障害者に対する自立性、意志および好みを理解し尊重し、支援された意思決定を導入できるようにするために、心理教育、カウンセリングおよび介護者および親族への支援を提供しなければならない。」**

**建設的対話と呼ばれる政府との対面による審査の後で出された総括所見と呼ばれる勧告で障害者権利委員会は、次のように述べました。「35.委員会は、女性、女児、障害のある少年を含む障害のある人々が、強制的な不妊手術と中絶を含む非自発的な医療を受け続けていることを懸念している。36．委員会は、締約国が、女性、女児および男児を含む障害者を強制的な介入、特に不妊手術および中絶から保護するための効率的な措置を講じること、ならびに治療の自由、事前およびインフォームドコンセントに対する個人の権利を保証することを確保するよう勧告する。また、支援付き意思決定の仕組みが提供されることを勧告する」。市民社会からの情報提供にも基づいて、こうした勧告が出されたことは重要ですが、どう実態が変わっていくのか注目しています。**

**〇タイだけでなく、障害者権利条約の審査では、多くの国に対して、障害者の不妊手術に関する勧告が出されています。2017年末までに審査を受けた61の締約国（EUを含む）の審査結果では、そのうち7割以上の44か国に対して、不妊手術に関する勧告が出されています。**

|  |  |
| --- | --- |
| 締約国名 | 条文 |
| クロアチア | 1-4（目的、定義、一般原則、一般的義務 |
| パラグアイ | 6（障害のある女子）  |
| オマーン | 17  |
| ロシア | 17  |
| スーダン | 17  |
| モロッコ | 17  |
| パナマ | 17  |
| イギリス | 17  |
| カナダ | 17  |
| ホンジュラスホンジュラス | 17  |
| イラン | 17  |
| ヨルダン | 17  |
| モルダウ | 17  |
| ボリビア | 17  |
| コロンビア | 17  |
| グアテマラ | 17  |
| アラブ連邦 | 17  |
| ウルグアイ | 17  |
| チリ | 17  |
| リトワニア | 17  |
| セルビア | 17  |
| スロバキア | 17  |
| タイ | 17  |
| ブラジル | 17  |
| ケニア | 17  |
| モーリシャス | 17  |
| カタール | 17  |
| ウクライナ | 17  |
| クック諸島 | 17  |
| クロアチア | 17  |
| チェコ | 17  |
| ドミニカ | 17  |
| トルクメニスタン | 17  |
| ニュージーランド | 17  |
| 韓国 | 17  |
| メキシコ | 17  |
| コスタリカ | 17  |
| エルサルバドル | 17  |
| アルゼンチン | 17  |
| スペイン | 17  |
| 中国 | 23（家庭及び家族の尊重）  |
| ペルー | 23  |
| モンテネグロ | 25（健康）  |
| イタリア | 25  |

**圧倒的多数は、「個人をそのままの状態で保護すること」に関する第17条に関係して、障害者を強制的不妊手術から守るようにという勧告が出されています。このように、本人の同意のない不妊手術は、国際的に現在進行形の重大な人権侵害の一つの形です。多くの国で優生学の影響で障害者に対する強制的不妊手術が法律に基づく形であれ、社会の常識としてであれ、実施されてきたし、現在も行われています。フランスの方からも、この問題はタブーだと昨年うかがいました。一昨年の障害者の日にも、欧州議会で、女性障害者への現在も続く強制的不妊手術に関するヒアリングが行われました。**

**〇そして、2020年に想定されている日本の審査でも、優生保護法の問題は取り上げられることは確実です。すでに、1998年以来、自由権規約委員会は，日本政府に対して、優生保護法下の不妊手術に対して、補償を繰り返し求めてきました。2016年には女子差別撤廃委員会も同様の勧告を行っています。私が障害者権利条約推進副委員長を務めている日本障害フォーラム（JDF）も現在、パラレルレポートという実態報告のレポートを作成中ですが、優生保護法の問題は重要課題の一つです。**

**〇被害者、ご家族、そして弁護団の方たちの勇気と献身によって、世論が動き、政治の世界において超党派で謝罪と補償の動きが起きていることは本当に有難く、とても心強く思います。そして、法律を成立させた国会、その法律を実施し続けた自治体を含む行政が明確に謝罪することが必要だと思います。**

**〇ほぼ50年以上にわたる、一人一人のとてもデリケートなプライベートな部分への侵襲という重大な不正をただすという取り組みは当然ながら容易ではなく、被害者の方が血のにじむような思いで築きあげ守り通してきた現在の幸せや暮らし、そして何より尊厳を万が一にも脅かさない形で、謝罪と補償がなされることを心から望みます。**

**〇2013年に日本では、違憲訴訟を起こした勇気ある知的障害女性とそれを支えるご家族、弁護団の力が政治を動かし、公職選挙法の改正が行われ、13万人以上の投票権の改正が行われました。昨年、スペイン、今年、ドイツが同じような動きを示しました。ドイツの知人から、日本の動きは心強いといわれたことを覚えています。**

**優生保護法について、日本で謝罪と補償がなされることは、謝罪や補償を行ってきた数少ない国であるドイツやスウェーデンの仲間がアジアで増えることを意味します。それはヨーロッパを含む国際的にも、そして最初に申し上げた東南アジアのタイでも、これからそうした被害者を生み出さない取り組みへの強い追い風になると確信しています。**

**〇被害者、ご家族、そして弁護団の勇気と献身に重ねて心から感謝いたします。私も微力ながら、引き続き、応援させていただきます。貴重な発言の機会を頂き、ありがとうございました。**